

LINEを使って、スマホで税の証明書の請求ができるようになりました / マイナンバーカードとLINEで税の証明書をオンライン請求

窓口に行くことなく、スマートフォンから申請ができます。申請後、苅田町役場税務課から郵送で税証明を送付いたします。



スマホで請求できる証明書

- 所得・課税証明書
 - 納税証明書
 - 町税の滞納がないことの証明
- 取得年度の間違いが多く発生しています。差替え等できませんのでご注意ください。

必要なもの

- ① 署名用電子証明書 (6桁以上の暗証番号) 搭載のマイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取りに対応したスマートフォン
- ③ LINE アプリ (苅田町公式 LINE の友達追加が必要)
- ④ LINE Pay アカウント (本人確認に使用。申請途中で作成可能)
- ⑤ PayPay またはクレジットカード (手数料支払いのため)

●問 / 税務課 ☎ 093・434・1115

苅田町 LINE 公式アカウント操作説明会を開催します!

申込不要
参加費無料

6月3日に苅田町LINE公式アカウントはリニューアルしました。リニューアルに伴い、設定の仕方や操作方法について役場や各公民館で操作説明会を行います。講座形式ではありません。お越しいただいた方から順次ご説明します。

※苅田町 LINE 公式アカウントの操作方法の説明会ですので、その他のアプリやスマートフォンの使用方法などのご相談はご遠慮ください。

●問 / デジタル推進室 ☎ 093・434・1942

開催日時	開催場所
8月1日(木)	西部公民館工芸室
8月2日(金)	北公民館工芸室
8月8日(木)	苅田町役場 2F ロビー
8月9日(金)	小波瀬コミュニティセンター 1階会議室
時間はいずれも 9:00 ~ 11:00	



苅田町プレミアム商品券販売

1万円で1万3千円分使えるプレミアム商品券を販売します

※紙商品券と電子商品券では申込期間や申込方法が異なります。詳しくは本号折込のチラシをご覧ください。

■申込期間

- 【紙】7月25日(木)~8月9日(金) (必着)
- 【電子】8月10日(土)~18日(日) 24時まで

■申込方法

- 【紙】申し込み用往復ハガキ (チラシに添付) の往信・返信両方に63円切手を貼り、苅田町商工会議所へ郵送 ※往復郵便ハガキも利用できます。電話・メール・FAX・窓口持参での申し込みはできません。
- 【電子】スマホでアプリをダウンロードしてお申し込みください (右QRコードから)。
- ※どちらも申し込み多数の場合、抽選となります。



■販売総額 / 紙1億2千万円、電子8千万円

■利用期間 (紙・電子共通) / 9月2日(日)~令和7年1月31日(金)

■購入限度額 / 紙と電子合わせて1人5万円まで

■ご注意 / 取り扱い店舗は苅田町商工会議所ホームページなどでご確認ください。紙商品券のみを取り扱う店舗もあります。

●問 / 苅田町商工会議所 ☎ 093・436・1631

かんだ Pay 専用コールセンター
☎ 0120・286・011 (9:00 ~ 19:00)
(受付期間 / 8月1日~令和7年1月31日)

定額減税補足給付金 (調整給付金)のお知らせ

国の経済対策の一環として、1人当たり4万円 (住民税1万円、所得税3万円) の定額減税が実施されます。その際、減税しきれないと見込まれる納税者に対して、調整給付金を支給します。

※定額減税については5月25日号11ページをご覧ください。

■対象者

「令和6年分推計所得税」または「令和6年度住民税所得割」が課税されている納税義務者のうち、定額減税しきれない (定額減税可能額が課税額を上回る) と見込まれる方

■支給額

「令和6年分推計所得税で定額減税しきれないと見込まれる額」 (以下、「所得税分控除不足額」) と「令和6年度住民税で定額減税しきれない額」 (以下、「住民税所得割分控除不足額」) を合算し、1万円単位に切り上げた金額を支給します。

■案内送付・給付時期

対象者には、7月下旬に「①支給のお知らせ」または「②支給確認書」を送付予定です。手続きいただいた方 (一部手続き不要) から、8月末以降、順次振込み予定です。

①「支給のお知らせ」が届いた方

支給額、口座情報を確認し、口座の変更等を希望される場合は、変更申請を行ってください。内容に異議がなく、口座変更も不要の場合は、何も手続きする必要はありません。

②「支給確認書」が届いた方

確認書の記載内容を確認の上、必要書類 (本人確認書類・口座確認書類等) を添付し、返送 (またはオンライン申請) してください。

算定方法

① 所得税分控除不足額 (減税しきれない額※3)

定額減税可能額3万円
×
(本人+扶養親族数※1)

令和6年分
推計所得税額
※2 (減税前)

+

② 住民税所得割分控除不足額 (減税しきれない額※3)

定額減税可能額1万円
×
(本人+扶養親族数※1)

令和6年度分
住民税額
※2 (減税前)

=

③ 調整給付額

調整給付額
①+②=③
(1万円単位に切り上げ)

- ※1 「扶養親族数」には、同一生計配偶者 (所得税)、控除対象配偶者 (個人市県民税)、16歳未満の扶養親族を含みます。
- ※2 令和6年分推計所得税額は未確定のため、令和5年分から推計します。実際の令和6年分所得税額が確定した後、調整給付に不足額が生じている場合は、令和7年度での支給を予定しています。
- ※3 ①②いずれも0円を下回る場合、③は発生しません。

●問 / 総務課庶務行政担当 ☎ 093・434・1112

苅田町クーリングシェルター開設

熱中症特別警戒アラートが発表された際に、危険な暑さから身を守るため、下記の施設をクーリングシェルター (だれでも休息できる冷房設備のある施設) として、一般開放します。詳しくは町ホームページをご覧ください (右下QRコード)。

対象施設

- ・苅田町役場本庁舎ロビー
- ・苅田町立北公民館
- ・苅田町立中央公民館
- ・小波瀬コミュニティセンター
- ・苅田町立西部公民館
- ・苅田町立図書館

●問 / 子育て・健康課 健康サポート担当 ☎ 093・588・1235

